

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	大臣官房国際部国際経済課WTO等交渉チーム
部署の業務内容	WTO交渉、日米関係、OECD、サミット等対外交渉業務

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	・ホームページを通じた情報提供のほか、交渉の節目では説明会を開催している。また、地方自治体の要望により、地方においての説明会を開催している。 ・説明会に参加した出席者、説明会の主催者からは、取組への評価は得ているが、説明内容が高度であり、理解しづらい等の指摘を受けているため、分かりやすい説明を心がけたい。 ・今後、農林水産省側から、消費者団体、報道機関等との意見交換を積極的に働きかけることにしている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	・電話等での照会、事前に連絡があった上での面会に親切に対応している。 ・先日、策定され、実施に移された「苦情等を受けた場合の対応の方法」については、職員への一層の浸透と、確実な実施を確保する。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	・ホームページを通じた情報提供のほか、交渉の節目では説明会を開催している。また、地方自治体の要望により、地方においての説明会を開催している。 ・情報が少ないとの批判もあるが、国際交渉という性格上、相手国に手の内を見せないためにやむを得ないところもある。しかしながら、公開できるものは、極力公開したい。また、今後まとまった提案をしていく際には国民各層から意見の聴取を行うことも考えていきたい。 ・「政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法」については、国際交渉のため、相手国と
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行され则认为られるか。	○	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	

	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	・交渉に当たっては、業の振興の立場に立つ内部部局との調整が必要となる。業の振興と消費者の利益の双方について、バランス良く成果が得られるように、常日頃から留意している。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	
項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	・食品安全、動物衛生及び植物防疫に関する措置について、WTOへの通報、米国との協議、サミット等のとりまとめ業務が該当する。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	・食品安全、動物衛生及び植物防疫に係る国際交渉(特に米国産牛肉の取扱い)に当たっては、BSE発生後の見直しを契機に、生産者に加え、消費者の利益を考慮しながら、交渉に当たっている。 ・業務の遂行については、消費・安全局等担当部局から、「科学的な知見や証拠」、「フードチェーンの川下への影響」についての説明を聞いた上で、政策・交渉方針を策定している。 ・今後、担当部局から説明を受ける際には、担当部局が行う説明を鵜呑みするのではなく、職員1人1人が、消費者として、場合によっては、生産者としての感覚を大事にしながら
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	×	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	○	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	×	
	第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×		
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないと言われているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	-	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			